

野あそび保険 (国内旅行傷害保険) & 山行保険 (運動等危険補償特約付国内旅行傷害保険) 補償内容の概要

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山*、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技・競争などを行っている間に生じたケガ ●戦争・革命内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5	(注)ただし、山行保険では山岳登山* やロッククライミング、フリークライミング中の事故であっても補償対象となります。

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	被保険者が旅行行程中の偶発な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。 (注3)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした財物に対する損害賠償責任 など
携行品損害補償特約	被保険者が旅行行程中に携行していた身の回り品(被保険者本人所有のもの)に偶発な事故による損害が発生した場合に、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) (※)保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、オートバイおよびこれらの付属品 ●ビックル・アイゼンを使用する山岳登山* 中の登山用具 など (注2)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。	●故意または重大な過失 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥、故障 ●置き忘れ紛失およびこれらの後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など
救済者費用等補償特約	被保険者が旅行行程中に、次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) 1. 搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 2. 急激かつ偶発な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などによって確認された場合 (例)登山中に滑落して生死が確認できず捜索活動が行われた。 登山中に転倒しケガをしたため自力で歩けなくなり救助された。 登山中に道に迷い遭難し捜索、救助された。(注1)緊急な捜索・救助が必要なが警察などによって確認された場合に限りです。 3. 被保険者が旅行行程中に被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ① 捜索救助費用 ② 現地までの救済者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ③ 救済者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ④ 現地からの移送費用 ⑤ 諸雑費(現地交通費、通信費など、3万円限度) (注2)②、③の費用において、上記2の場合にその被保険者の生死が判明した後はまたは被保険者の緊急な捜索(※)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は除きます。 (※) 捜索、救助または移送をいいます。	前記「基本補償」での保険金をお支払いしない主な場合と同じ。 (注)ただし、山行保険では、山岳登山* やロッククライミング、フリークライミング中の事故であっても左記【お支払いする保険金】②~⑤の費用をお支払いします。
遭難捜索費用補償特約 【山行保険のみセット】	日本国内において山岳登山* の行程中に遭難された場合に、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 被保険者の捜索・救助・移送のために捜索者に支払った費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度)	

*山岳登山は：ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングや、安全確保のためのロープを使用した人工壁(※)でのクライミング(リードクライミング・スピードクライミングに代表されるスポーツクライミングなど)を除きます。
(※)人工壁：もっぱらクライミングの用に供される、表面にクライミングのための突起・支点などを施した人工の壁をいいます。